

## 飲食店の感染防止対策チェックリスト

※まん延防止等重点措置区域内の飲食店において、酒類の提供を行う場合には、事前にこのチェックリストを作成し、大切に保管しておいてください。

作成日		作成者	
店舗名		店舗所在	

		自主確認	県確認
共通事項	(1) アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての座席について、アクリル板等（パーティション※）が設置されているか</li> <li>全ての座席について、座席間隔が確保されているか（最低1m）</li> </ul> <small>※①同一テーブルの正面及び隣席、並びに他のテーブルとの間に設置 ②目を覆う程度の高さ</small>		
	(2) 手指消毒の徹底		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>店内入り口に手指消毒液が設置されているか</li> <li>入店時に、従業員から来店者に対し手指消毒を呼びかけ、実施しているか</li> </ul>		
酒類提供する場合	(3) 食事中以外のマスク着用の推奨		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食時以外のマスク着用について、来店者に対し掲示や声掛けなどで促しているか</li> </ul>		
酒類提供する場合	(4) 換気の徹底 <①建築物衛生法対象施設（換気設備あり） ②建築物衛生法対象外施設 ③その他>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①に該当する施設の場合、建築物衛生法に基づく基準を満たしていることを把握している</li> <li>②に該当する施設の場合、換気設備により必要換気量（1人当たり30m<sup>3</sup>/時）を確保している 例）換気能力300m<sup>3</sup>/時の換気扇、飲食店最大人数10名⇒確保できる1人当たりの必要換気量30m<sup>3</sup>/時</li> <li>②又は③に該当する施設の場合、窓・ドア等の定期的な開放により十分な換気を行っている</li> <li>【①又は②に該当する施設で、上記項目が確認できない場合】</li> <li>営業時間中の店内CO<sub>2</sub>濃度が1000ppm以下である〔測定結果：_____ppm〕</li> </ul>		
酒類提供する場合	(5) 酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)の条件の遵守		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類を提供している場合は11時から19時までとし、次の内容を掲示し、要請しているか</li> <li>①入店から退店までの時間は90分以内</li> <li>②1グループは2人まで</li> </ul>		
その他	(6) カラオケ設備の利用自粛 <利用自粛対象：飲食を主として業としている店舗（昼営業の Snackbar、カラオケ喫茶等）>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそもカラオケを行う設備がない</li> <li>カラオケを行う設備はあるが、利用自粛対象の店舗ではない</li> <li>カラオケを行う設備はあるが、当該設備を自粛しているか</li> </ul>		
結果	対策がとられていることを確認しました。引き続き感染症対策に御協力をお願いします。		
	改善いただく項目が_____点あります。改善をお願いします。 ※後日、改善確認のため、再調査させていただくことがあります。御協力をお願いします。 ※チーバくんチェックリスト等を活用し、対策の改善をしてください。		
備考			



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

千葉県感染拡大防止対策協力金の申請に当たっては、保管してあるこのチェックリストの写しの提出が必要です。  
協力金についてのお問合せ先 【電話番号】 0570-003894